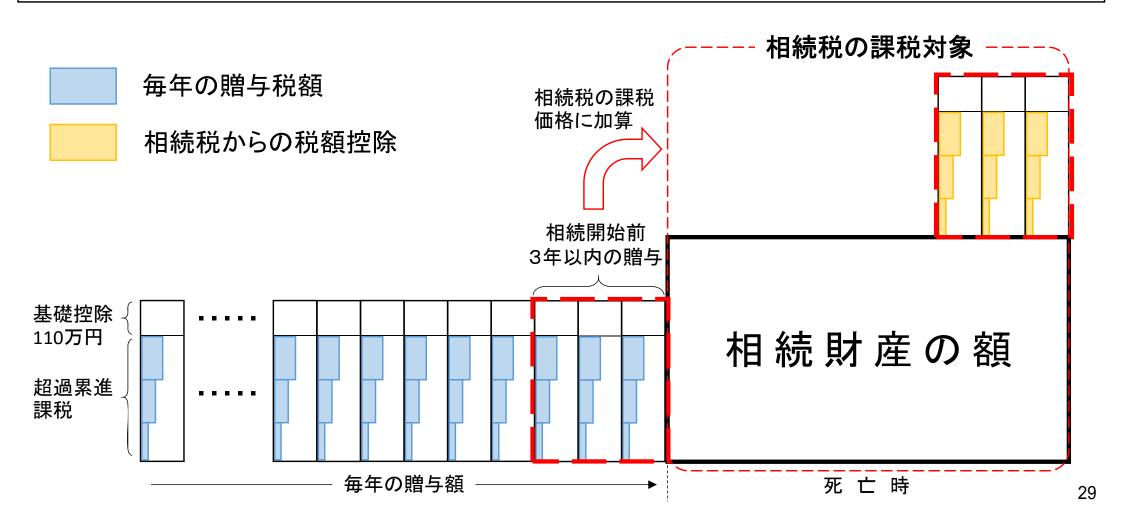
3. 我が国と諸外国の 相続・贈与に関する税制の比較

日本の現行制度(暦年贈与)

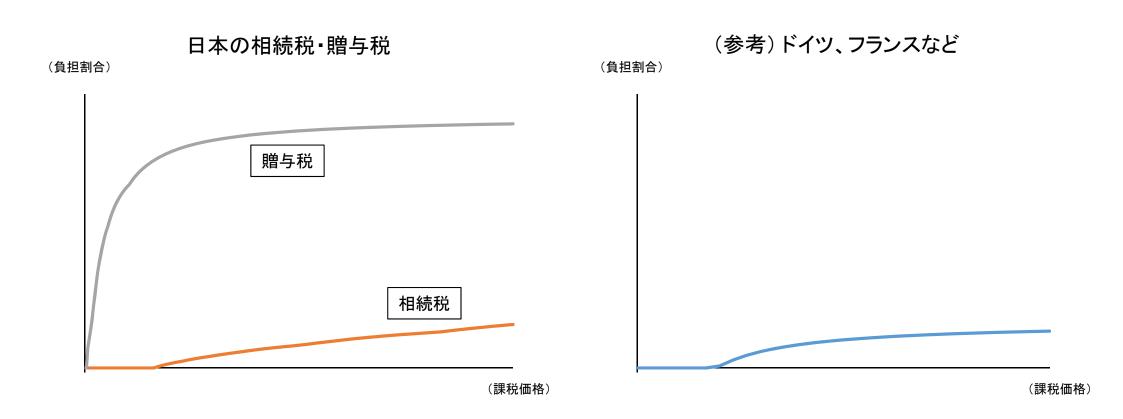
相続時精算課税との 選択制

- 相続税の課税回避(累進回避)を防止する観点から、相続税とは別に高い税率の贈与税を暦年単位で課税
- 〇 贈与
 - ⇒暦年課税による受贈者課税(基礎控除110万円、超過累進課税)
- 〇 遺産額+相続開始前3年以内の贈与
 - ⇒相続税(基礎控除3,000万円+600万円×法定相続人数、法定相続分課税方式による超過累進課税)
 - ⇒相続開始前3年以内の贈与について支払った贈与税は税額控除



相続税と贈与税の関係

- 我が国の贈与税は、相続税の課税回避(累進回避)を防止する観点から、相続税に比べて高い税負担水 準が設定されてきた。
- 他方、アメリカ(遺産課税方式)、ドイツ、フランス(いずれも遺産取得課税方式)では、相続税と贈与税が一体化した累進課税型となっている。

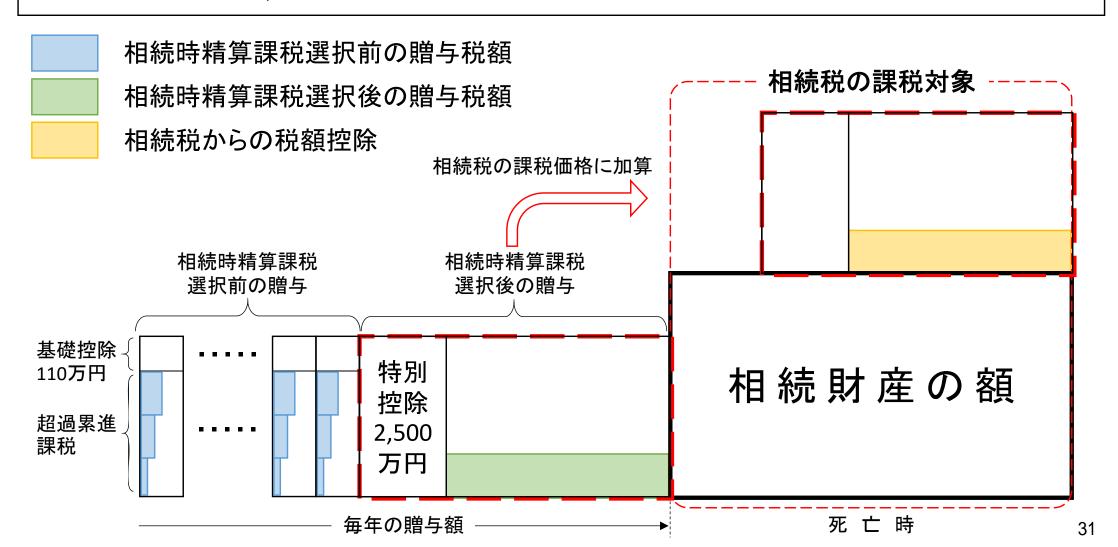


- (注1)「負担割合」とは、納付税額/課税価格をいう。
- (注2) 相続税では、法定相続人は配偶者及び子2人とし、法定相続分により相続したものとして納付税額を計算して、負担割合を算出(配偶者控除の適用あり)。
- (備考) 邦貨換算レート: 1ドル=113円、1ユーロ=132円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成30年(2018年)1月中適用)。端数は四捨五入。

日本の現行制度(相続時精算課税)

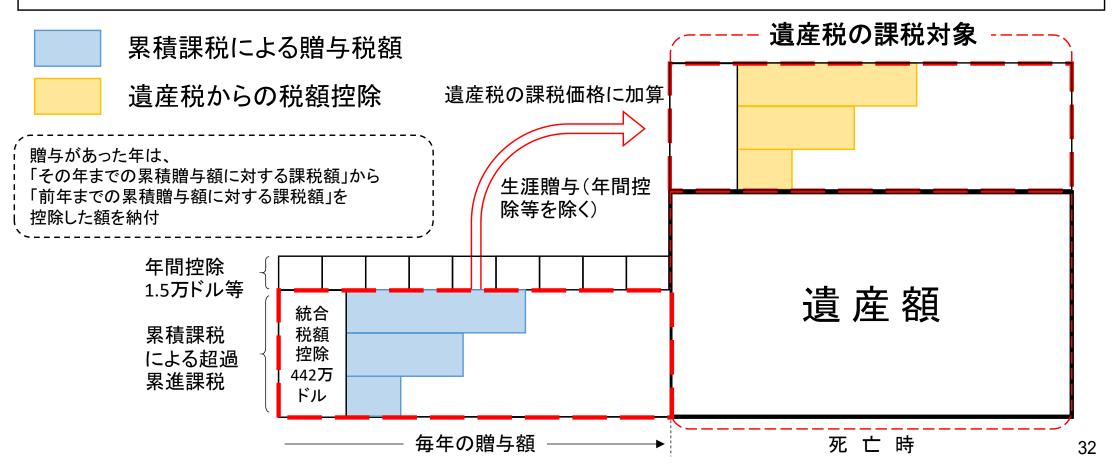
暦年贈与との選択制

- 暦年ごとの贈与税との選択制で、選択後の累積贈与額と相続財産の額に対して、相続税を一体的に課税
- 贈与(贈与者60歳以上、受贈者20歳以上)
 - ⇒相続時精算課税の選択後は生涯累積による受贈者課税(特別控除2,500万円、税率20%)
- 〇 遺産額+相続時精算課税の選択後の生涯累積贈与
 - ⇒相続税(基礎控除3,000万円+600万円×法定相続人数、法定相続分課税方式による超過累進課税)



米国の現行制度

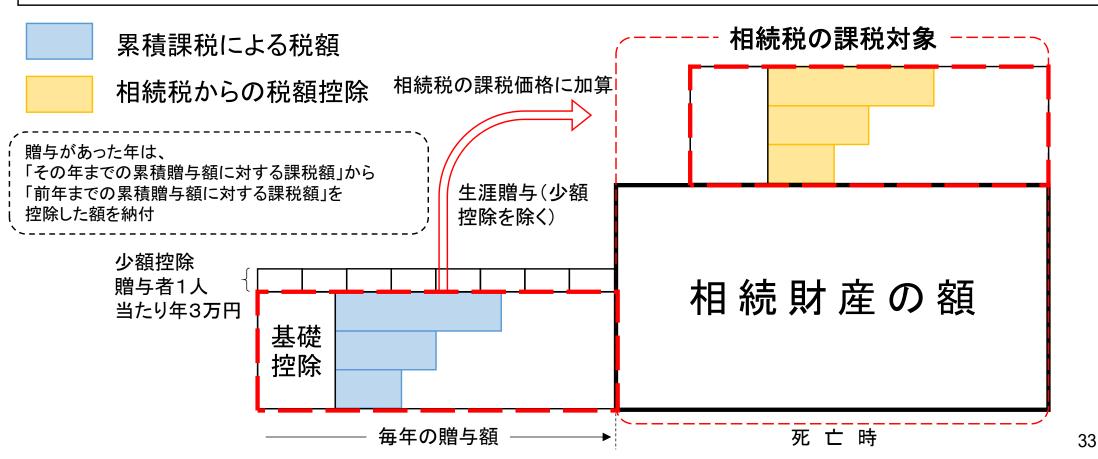
- 生涯に亙る累積贈与額と遺産額に対して、遺産税を一体的に課税
- 〇 贈与【累積課税】
 - ⇒生涯累積による贈与者課税(年間控除1.5万ドル、統合税額控除442万ドル、超過累進課税)
- 〇 遺産額+生涯累積贈与
 - ⇒遺産税(統合税額控除442万ドル、遺産課税方式による超過累進課税)
 - ⇒贈与に係る贈与税相当額(既に行った贈与に対し死亡時の税率表を適用)は税額控除
- 統合税額控除442万ドルは遺産税・贈与税共通 【高額の統合税額控除】
 - ※贈与税に100万ドルの税額控除が充てられた場合、遺産税に充てられる税額控除は342万ドルとなる。



シャウプ勧告に基づく制度

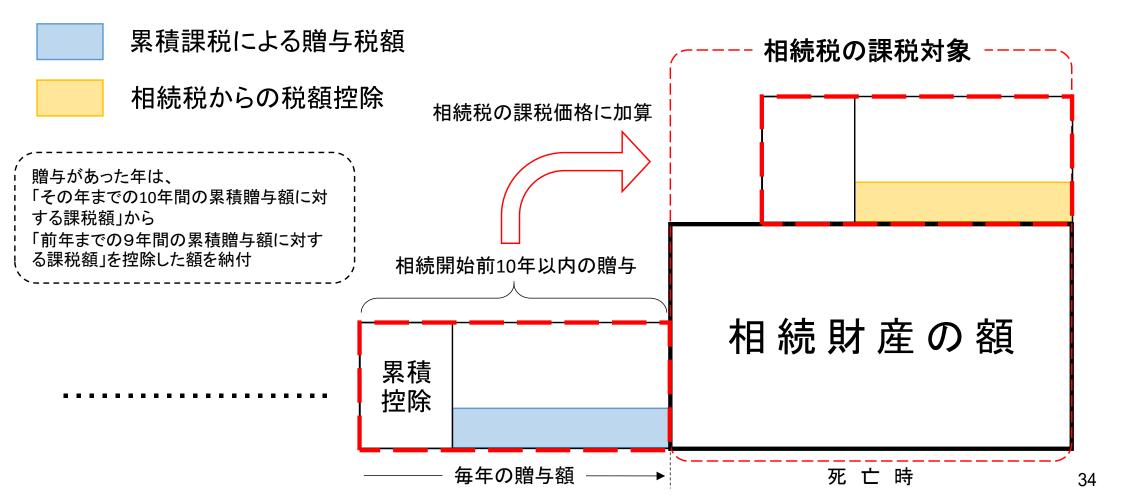
 $(S25 \sim 27)$

- 生涯に亙る累積贈与額と相続財産の額に対して、相続税を一体的に課税
- 贈与【累積課税】
 - ⇒生涯累積による受贈者課税(少額控除3万円(年間、贈与者1人当たり)、 基礎控除(一生を通じた合計)15万円、遺産取得課税方式による超過累進課税)
- 遺産額(※1) +生涯累積贈与(少額控除を除く)
 - ⇒相続税(基礎控除(一生を通じた合計)15万円、遺産取得課税方式による超過累進課税)
- ※1 遺産額にも少額控除を適用可能。
- ※2 その後、昭和27年度税制改正において基礎控除額の引上げ(15万円⇒30万円)等が行われている。



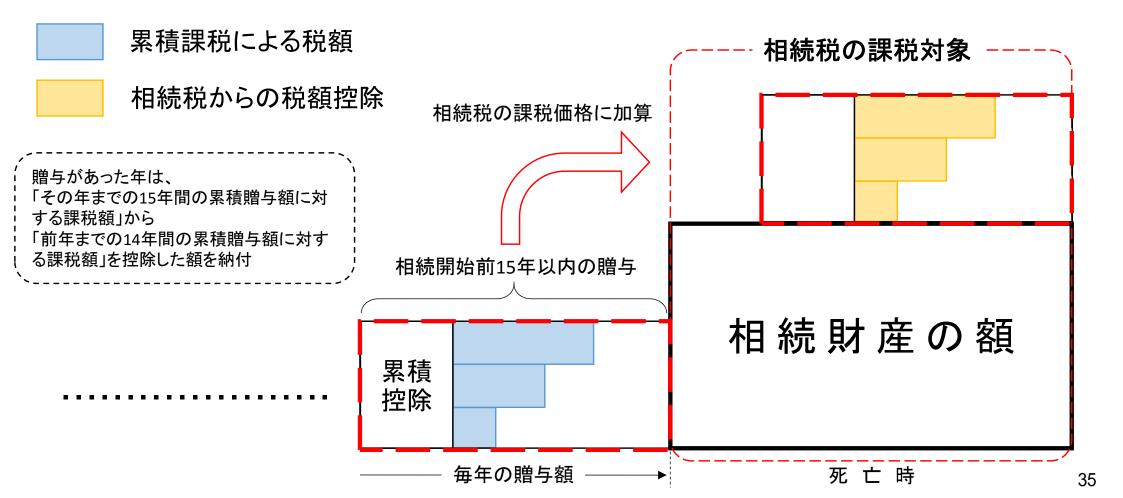
ドイツの現行制度

- 10年間の累積贈与額と相続財産の額に対して、相続税を一体的に課税
- 〇 贈与【累積課税】
 - ⇒10年累積による受贈者課税(累積控除は贈与者との関係性による、単純累進課税)
- 〇 遺産額+相続開始前10年以内の贈与
 - ⇒相続税(累積控除は被相続人との関係性による、遺産取得課税方式による単純累進課税)



フランスの現行制度

- 15年間の累積贈与額と相続財産の額に対して、相続税を一体的に課税
- 〇 贈与【累積課税】
 - ⇒15年累積による受贈者課税(累積控除は贈与者との関係性による、超過累進課税)
- 〇 遺産額+相続開始前15年以内の贈与
 - ⇒相続税(累積控除は被相続人との関係性による、遺産取得課税方式による超過累進課税)



相続・贈与に関する課税方式の諸外国の比較

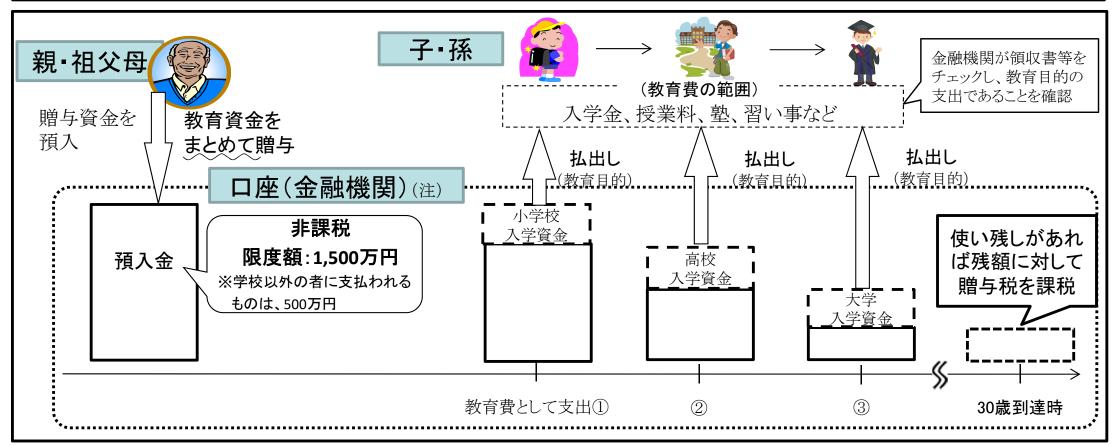
	相続・贈与に関する税制
日本	 法定相続分課税方式を採用 ① 課税時にすべての相続人の相続(受贈)額を共有する必要 ② 相続人数の変動が他の相続人の課税額に変動を及ぼす 贈与税については、相続税の課税回避(累進回避)を防止する観点から、相続税に比べて高い税負担水準が設定 高齢化の進展に伴って相続による次世代への資産移転の時期が大幅に遅くなったため、資産移転の時期の選択に対する中立性を確保することが重要となった このため、相続税・贈与税の一体化措置である相続時精算課税制度が導入された 相続時精算課税制度の枠内では、生涯の税負担が資産移転の時期によらず一定であり、資産移転の時期に中立的(ただし当該制度は選択制) 相続開始前3年以内の贈与は相続財産に加算 独、仏と比較すると短い加算期間
米国シャウプ税制	 * 米国は遺産課税方式、シャウプ税制は遺産取得課税方式を採用 生涯に亙る累積贈与額と遺産(相続財産)の額に対して、遺産税(相続税)を一体的に課税(贈与と相続は一体化) 生涯の税負担が資産移転の時期によらず一定であり、資産移転の時期に中立的 資産の移転時期を操作することによる累進回避ができない ただし少額の年間控除が設けられている
独、仏	 遺産取得課税方式を採用 一定(10又は15年)の累積期間内の贈与額と相続財産の額に対して、相続税を一体的に課税 (贈与と相続は一体化) 一定の<u>累積期間内では税負担は資産移転の時期によらず一定であり、資産移転の時期に中立的</u> 一定の累積期間内では資産の移転時期を操作することによる累進回避ができない

4. 贈与税の特例

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(平成25年からの措置)

制度の概要

- 〇 親・祖父母(贈与者)は、金融機関(注)に子・孫(受贈者)名義の口座等を開設し、教育資金を一括して拠出。 この資金について、子・孫ごとに1,500万円を非課税とする。
- 〇 受贈者:子・孫(O歳~30歳、所得要件なし)
- <u>贈与者死亡の場合でも、その時点の残高を相続財産に加算しない。</u>
 -) 平成25年4月1日から平成31年3月31日までの措置。



⁽注) 金融機関とは、信託銀行、銀行等及び証券会社をいう。

⁽参考)平成30年3月末時点の実績 契約件数:19万4,336件、信託財産設定額:約1兆3,735億円

「教育資金」の範囲について

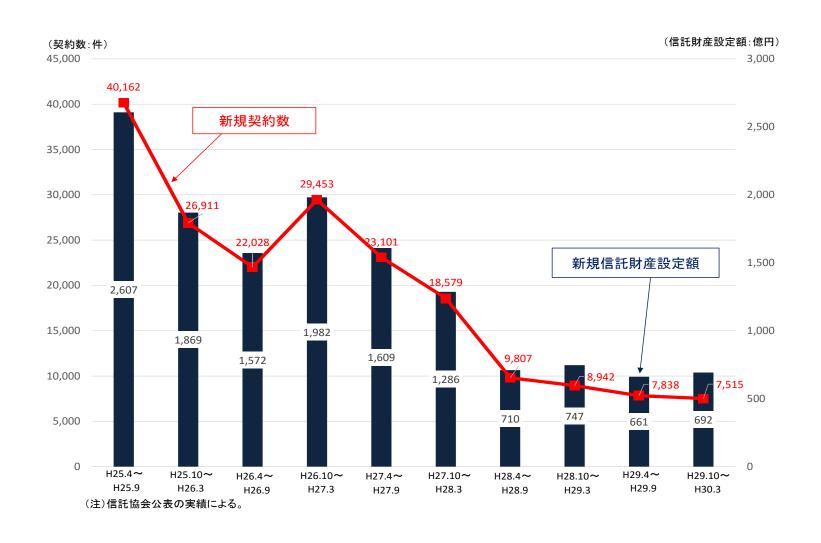
- 1. 「学校等」に直接支払われる入学金、授業料 その他の金銭 (1,500万円枠)
- ・「学校等」とは、以下のとおり。 学校教育法に規定する幼稚園、小・中学校、高等学校、大学(院)、高等専門学校、特別支援学校、 専修学校、各種学校。その他これらに類する施設。(※)
 - (※) これらに類する施設として、認定こども園、保育所等がある。
- ・上記の者に対して支払われる、<u>教育に係る役務の</u> 提供への対価又は<u>教育を受けるに当たり通常必要</u> とされる物品の購入費。
 - (※) 例えば、施設整備費、教育充実費、修学旅行・遠足費が含まれる。 学校等に直接支払われない下宿代は含まれない。

- 2. 「学校等以外の者」に教育に関する役務の 提供等の対価として直接支払われる金銭 (500万円枠)
- ・対象となる金銭は以下のとおり。 学習活動、スポーツ、文化芸術に関する活動、 その他教養の向上のための活動にかかる教育 指導として社会通念上認められるものへの対価。
- (※)・学習塾、予備校など
 - ・文化芸術活動(楽器、舞踏、絵画など)
 - ・スポーツ活動(水泳、野球、サッカー、テニス、武道、体操など)
 - ・その他教養(習字、そろばん、外国語会話など)
- (※) 通学定期代、入学に伴う転居に要する費用、留学先への渡航費 が含まれる。

(注)上記1及び2の合計で1,500万円までが非課税。

教育資金贈与信託の受託状況

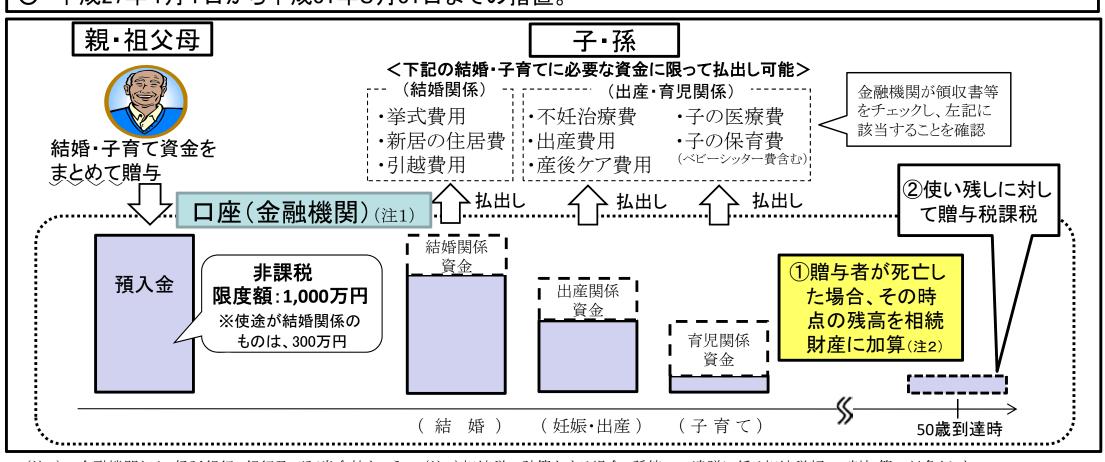
- 〇 利用事績は、延べ194,336件、1.37兆円。
- 〇 新規契約数は、経済対策として導入された当初よりも減少し、足元1年間で15,353件、0.14兆円(H30.3時点)。



結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(平成27年からの措置)

制度の概要

- 〇 親・祖父母(贈与者)は金融機関(注1)に子・孫(受贈者)名義の口座等を開設し、結婚・子育て資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,000万円を非課税とする。
- 受贈者:子・孫(20歳~50歳、所得要件なし)
- <u>相続税回避を防止するため、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算する。</u>
- 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの措置。



(注1) 金融機関とは、信託銀行、銀行及び証券会社をいう。(注2)相続税の計算をする場合、孫等への遺贈に係る相続税額の2割加算の対象としない。

(参考) 平成30年3月末時点の実績 契約件数:5,343件、信託財産設定額:約151億円

「結婚・子育て資金」の範囲について

1. 結婚に際して支払う金銭

(300万円枠)

- 対象となる金銭は次のような金銭をいう。
- 挙式費用、衣装代等の婚礼(結婚披露)費用 (婚姻の日の1年前の日以後に支払われるもの)
- 家賃、敷金等の新居費用、転居費用(一定の期間内に支払われるもの)

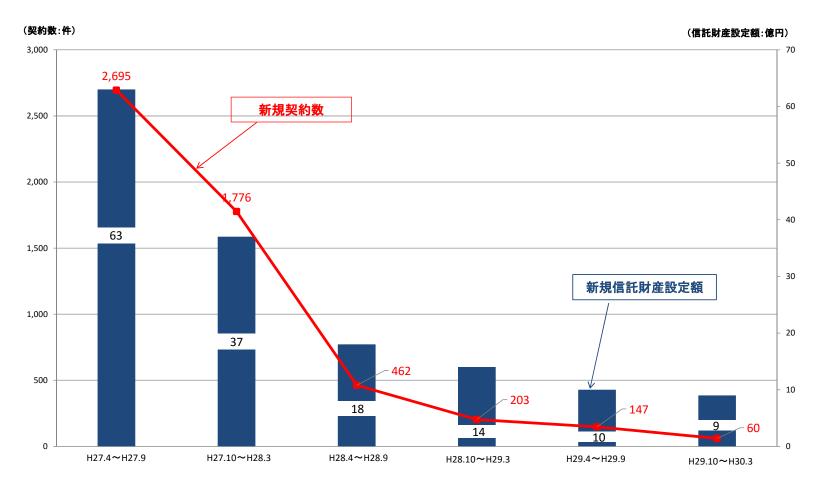
2. 妊娠、出産及び育児に要する金銭 (1,000万円枠)

- 対象となる金銭は次のような金銭をいう。
- 〇 不妊治療・妊婦健診に要する費用
- 分べん費等・産後ケアに要する費用
- 子の医療費、幼稚園・保育所等の保育 (ベビーシッター代を含む)など

(注)上記1及び2の合計で1,000万円までが非課税。

結婚・子育て資金贈与信託の受託状況

- 利用事績は、延べ5,343件、152億円。
- 新規契約数は、経済対策として導入された当初よりも減少し、足元1年間で207件、19億円(H30.3時点)。



※信託協会公表の実績による。

参考資料

主要国における相続税の概要

(2018年1月現在)

区 分	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	
課税方式	法定相続分課税方式 (併用方式)	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式	
最 低 税 率	10%	18%	40%(注4)	7% 続柄の親疎により、 税率は3種類(最高	5% 続柄の親疎により、 税率は4種類最高 — 45% ^{税率 60%)(注6)}	
最高税率	55%	40%	40%	祝辛は3種類取局 税率 50%) ^(注6)		
税率の刻み数	8	12	1 ^(注4)	7	7	
基礎控除等	3,000万円 +600万円×法定相続人数 (別途、配偶者の税額を控除)	^(注2、3) 基礎控除:1,118万ドル (12.6億円) 配偶者:免税	(注4、5) 基礎控除: 32.5万ポンド (4,843万円) 配偶者: 免税	配偶者 ^(注7、8、10) : 剰余調整分 +75.6万ユーロ (9,979万円) 子 ^(注8、9、10) :40万ユーロ (5,280万円)	配偶者(免税) ^(注8、10) 直系血族:10万ユーロ (1,320万円)	
累積制度	相続前3年間に ^(注1) 贈与された財産	相続前(全期間)に 贈与された財産	相続前7年間に 贈与された財産 ^(注4)	相続前10年間に 贈与された財産	相続前15年間に 贈与された財産	

- (注1) 相続時精算課税制度を選択している場合には、その選択後、相続開始までにその被相続人から贈与された財産が累積される。
- (注2) アメリカの基礎控除は、贈与税と遺産税に共通な生涯累積分の基礎控除であり、毎年インフレ調整が行われる。
- (注3) アメリカでは、遺産税の計算において、生前に贈与された全ての財産価額を遺産価額に累積・合算して税額を計算する(過去の納付贈与税額は、遺産税額から控除可)。贈与税にかか る年間の控除額(受贈者1人あたり1.5万ドル(170万円))を贈与財産の価額から控除した額について、遺産価額に合算する。
- (注4) イギリスの相続税率は原則40%。ただし、贈与のうち一定の信託への譲渡等については税率20%で課税されるが、個人間の贈与等については贈与時には課税されず、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合に、経過年数に応じて、8~40%の税率で課税される(贈与後7年を経過した財産については非課税)。なお、相続税の計算においては、各年の贈与財産の価額から贈与税にかかる年間の控除額(贈与者1人あたり3,000ポンド(45万円)、残額は翌年度にのみ繰り越し可)を控除した残額を、相続財産価額に合算する。
- (注5) イギリスでは、居住している住宅やその持ち分を直系子孫が相続する場合は、基礎控除が10万ポンド(1,490万円)加算される(ただし、相続財産総額が200万ポンド(2億9800万円)を超える場合、超過額1ポンドにつき0.5ポンドずつ同加算額が逓減する)。
- (注6) ドイツの税率は配偶者及び子、孫等、フランスの税率は直系血族の税率によった。
- (注7) ドイツでは、配偶者に対する相続において、剰余調整分(婚姻中における夫婦それぞれの財産増加額の差額の2分の1)が非課税になるほか、基礎控除50万ユーロ(6,600万円)及び特別扶養控除25.6万ユーロ(3,379万円)が認められる。
- (注8) ドイツ及びフランスでは、ドイツについては贈与後10年以内、フランスについては贈与後15年以内に贈与者が死亡した場合、各期間中に贈与された財産の価額を相続財産価額に累積・ 合算して税額を計算する(各累積期間中の納付贈与税額については、相続税額から控除可)。
- (注9) ドイツでは、子に対する相続において、基礎控除40万ユーロ(5,280万円)のほか、27歳以下の子には10,300ユーロ(136万円)~52,000ユーロ(686万円)の特別扶養控除が認められる。
- (注10) ドイツでは両親や兄弟姉妹等に対して、フランスでは兄弟姉妹等に対しても、一定額の基礎控除が存在する。
- (備考1) 遺産課税方式は、人が死亡した場合にその遺産を対象として課税する制度であり、遺産取得課税方式は、人が相続によって取得した財産を対象として課税する制度である。
- (備考2) 邦貨換算レートは、1ドル=113円、1ポンド=149円、1ユーロ=132円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成30年(2018年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

_		日本		7/11	ノギリフ(注6)	ドイツ		7=1.7	
		暦年課税	相続時精算課税	アメリカ	イギリス(注6)	F17		フランス	
納税義務者		受贈者	受贈者(注3)	贈与者	贈与者	受贈者		受贈者	
税率	最低税率	10%		18%		7%		5%	続柄の親疎により、税 率は5種類(最高税率 60%) ^(注8) 。
	最高税率	55% ^(注1)	20%	40%	_	30%	続柄の親疎により、税率は3種 類(最高税率 50%) ^(注8) 。 7	45%	
	税率の刻み数	8 ^(注1)	1	12	_	7		7	
累 積 制 度		なし	あり(過去全て)	あり(過去全て)	あり(過去7年分)	あり(過去 10 年分)		あり(過去 15 年分)	
相続財産への合算		過去3年分	精算課税適用分	過去全て	過去7年分	過去 10 年分		過去 15 年分	
基礎控除等		基礎控除(年間) ^(注2) :110 万円	特別控除(累積) ^(注2) :2,500 万円	(生涯累積:遺産税と共通) ^(注4、5) 1,118 万ドル(12.6 億円)	(7年累積:相続税と共通)(注7) 32.5 万ポンド (4,843 万円)	・配偶者: 50 万ユーロ ・配偶者 (6,600 万円)		[【] 積:相続税と共通) ^(注9) 音: 80,724 ユーロ (1,066 万円) □族: 10 万ユーロ	
				配偶者:免税	配偶者:免税		(5,280 万円) 等		(1,320 万円) 等

- (注1)直系尊属から20歳以上の者への贈与とそれ以外の贈与とで税率が異なる。
- (注2)日本の暦年課税の基礎控除の本則は60万円であり、相続時精算課税の特別控除は限度金額まで複数回にわたって使用可能である。
- (注3)日本の相続時精算課税は、60歳以上の者から贈与を受けた20歳以上の子及び孫が適用可能であり、一度適用すると、その贈与者からの贈与には暦年課税を適用できない。
- (注4)アメリカでは、贈与・相続時点までに贈与者が贈与した全ての財産価額を累積・合算して税額を計算する(過去の納付贈与税額は、贈与税・遺産税額から控除可)。贈与財産の価額から年間の控除額(受贈者 1 人あたり 15,000 ドル(170 万円))を控除した額について、贈与財産価額・遺産価額に合算する。
- (注5)アメリカでは、生涯累積分の基礎控除と年間の控除額について毎年インフレ調整が行われる。
- (注6)イギリスでは、贈与のうち一定の信託への譲渡等については税率 20%で課税されるが、個人間の贈与等については贈与時には課税されず、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合に、 贈与者に対して、経過年数に応じて、8~40%の税率で課税される(贈与後7年を経過した財産については非課税)。
- (注7)イギリスでは、相続税の計算においては、各年の贈与財産の価額から年間の控除額(贈与者1人あたり3,000 ポンド(45 万円))を控除した残額を、相続財産価額に合算する。なお、年間の控除額に残額がある場合は、翌年度にのみ繰り越すことができる。また、居住している住宅やその持ち分を直系子孫に贈与(相続)する場合は、7年累積分の基礎控除が10万ポンド(1,490万円)加算される(ただし、贈与(相続)財産総額が200万ポンド(2億9800万円)を超える場合、超過額1ポンドにつき0.5 ポンドずつ同加算額が逓減する)。
- (注8)ドイツの税率は配偶者及び子、孫等、フランスの税率は配偶者等の税率によった。
- (注9)ドイツ及びフランスでは、ドイツについては贈与・相続時点以前 10 年以内、フランスについては贈与・相続時点以前 15 年以内に受贈者が贈与された財産の価額を贈与財産・相続財産価額 に累積・合算して税額を計算する(各累積期間中の納付贈与税額については、贈与税・相続税額から控除可)。
- (備考)邦貨換算レートは、1ドル=113円、1ポンド=149円、1ユーロ=132円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成30年(2018年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

民法(相続法)改正に伴う税制上の対応

- 平成30年7月に「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が公布され、昭和55年の改正以来約40年ぶりに、民法の相続に関する規律が見直された。
 - ※ 原則として、公布後1年以内に施行。配偶者居住権に関する規定は、2年以内に施行。
- 相続税等について、新たに創設された配偶者居住権の財産評価、相続人以外の者に支払われる 特別寄与料に対する課税など、民法改正に伴う所要の手当を行う。

【税制上の対応が必要と考えられる主な民法の改正事項】

〇 配偶者居住権の創設

配偶者が居住していた被相続人所有の建物について、遺産分割等により、終身又は一定期間、配偶者に その建物に居住することができる法定の権利を創設。

〇 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

相続人以外の被相続人の親族(子の配偶者等)が被相続人の療養看護等を行った場合には、相続人に対して金銭(特別寄与料)の支払請求をすることができるようにする。